○ 主文 本件申立を却下する。

〇 理由 申立人は「本件申立を許可する。」旨の裁判を求め、その申立理由の要旨として、 次のとおり述べた。

一 現在、当裁判所には、国立市の住民であるA外一三名を第一審原告とし、もと同市長であつたB(訴訟承継人C)外二名を第一審被告とする昭和四七年(行コ)第六号、第八号住民訴訟損害賠償請求各控訴事件(以下、本件訴訟という)が係属しているが、申立人は国立市の住民であつて、次のような理由に基き、右訴訟の結果により権利を害される第三者である。郎ち、

1、本件訴訟の結果、もし第一被告ら敗訴の判決が確定すれば、国立市は同判決に基き右被告らに対し賠償金の支払を求め、右支払がない場合は強制執行をするからとなるが、かくしては国立市に長年にわたり偉大な貢献をした第一審被告らかららの理由もなく国立市が大金を取り上げる結果となり、きわめて不当であるから、同市住民の大多数はこれに対し、右請求ないし強制執行の実施を求める反対の市民運動を展開することも当然に予想を請求ないし強制執行の実施を求める反対の市民運動を展開することも当然に予想を記述し、日本の結果は一派の住民の激烈なる対立抗争の戦場と化するところ、申立、この結果は一派の住民の激烈なる対立抗争の戦場と化するところ、申立人の結果は一派の住民の激烈なる対立抗争の戦場ととを進っているものであるから、本件訴訟の結果、前記のような対立抗争が惹起されれば、中立人が国立市において文化的且つ平和的な生活を営む権利は甚だしく害されることなる。

二 よつて、申立人は行政事件訴訟法第二二条に基き、前記第一審被告らを補助するため、本件訴訟参加の申立に及んだ。

尚、申立人は、第一審原告ら代理人の本件参加申立に対する異議について、申立人は本件訴訟の第一二回口頭弁論期日に出頭していたのに、右原告ら代理人は同期日において本件参加申立につき何ら異議を述べなかつたから、民事訴訟法第六七条により、右異議権を喪失したものであると陳述した。

 行訴法第四三条の規定の適用を認めている。しかして前示行訴法第四三条の定める方類に従えば、同条により訴訟参加に関する同法第二二条の適用があるものは地強 自治法第二四二条の二項二号の「行政処分たる当該行為の取消し又は強強 での適用のないことが明らかである。(同条第四項において別訴を禁止しての適用のないことが明らかである。(同条第四項において別訴告とは、前示二号以外の訴についても既に提起されている原告としが表別が表別である。(明報 とはならずを担める所述を対し、他の各号の計成とはの共立を判断する資料とはならず、特に四号の請求を内容とする訴とはの共立を判断する資料とはる請求権を住民がこれである訴訟は、他の各号の組織と、特別の公司を判断する。そのであるが、特に四号の請求を当該は、他の各号のの目述を関係を関係して表別の事立は不適法として排斥を免れない。

の申立は不適法として排斥を免れない。 もつとも、地方自治法第二四二条の二に定める訴については民事訴訟法の適用を排除するものではない(行訴法第七条)から同条第一項二号以外の訴についても民事訴訟法の参加は可能を表し、自己の法律上の利益にからない住民たる資格において提起するものであり、前示のように別訴が禁止されていることからみておいて提起するものであり、前示のように別訴が禁止されていることからみておいて提起するものでありとなっていない住民は右訴の原告適格(監査請求り原告)を有するか否かにより民事訴訟法第七五条又は第六四条に出事的の遵守等)を有するか否かにより民事訴訟法第七五条又は第六四条に決し、被告側に参加することが容易に許されるものと解することができる。しかし、被告側に参加する場合は右と異り同法第六四条の要件を具備する場合においてのみ、補助参加が許されるものと解しなければならない。

本件申立が民事訴訟法第六四条により第一審被告らに補助参加する趣旨を包含するものと解しても、同条にいう「訴訟の結果につき利害関係を有する第三者」とは判決の結論(訴訟物に関する判決主文による判断)につき法律上利害関係を有する第三者を指すのであつて、申立人が本件参加申出の理由として主張する各事由は、一般住民としての感情的関係ないし経済的関係に止まり、同条にいう判決の結果につき、法律上利害関係を有する場合には該らないから本件参加の申立は不適法というのほかはない。

なお本件訴訟の第一二回口頭弁論調書によれば、申立人は同期日に出頭していたにもからず、第一審原告ら代理人は同期日において申立人の参加申出につき何ら異議を述べていないことが認められるが、他面同調書及び第一三回口頭弁論調書によれば、右第一二回口頭弁論期日においてはたゞ裁判所の和解勧告が打切られただけで、当事者双方は弁論をなすことなく退廷し、第一三回口頭弁論期日に至り申立人が本件訴訟参加の申立をするに及びはじめて第一審原告ら代理人が右参加に異議を要失したものとは認められず、従つてこの点に関する申立人の主張は採用できない。

よつて申立人の本件参加申立を却下することとして主文のとおり決定する。 (裁判官 杉山 孝 古川純一 岩佐善己)